

質 問

笠井敬吾 議員



問 避難支援者の名簿作成 実態調査は行ったか

答 災害時要援護者名簿は既に作成済み —— 町長

質 問 平成26年1月17日付の新聞報道によると、国の災害対応の基幹となる防災基本計画を修正したことにより、市町村は昨年4月から災害時に避難支援を必要とする高齢者や障がい者などの名簿を作成することが義務づけられています。東日本大震災で多くの高齢者が逃げ遅れたことから、支援が必要な住民の氏名や住所、連絡先を名簿にまとめ町内会や民生委員などと情報を共有し、避難時に役立てることに なりますが、木古内町ではそのための実態調査をしているのか伺います。

大森町長 国では、東日本大震災の経験を踏まえ、平成26年4月1日に災害対策基本法等の一部を改正する法律を施行しています。

この中で、住民等の円滑かつ安全な避難の



昨年7月に佐女川町内会員も参加して行われた
災害時相互応援訓練（中央公民館駐車場）

確保対策として、高齢者や障がい者など、災害時の避難に特に配慮する方々の名簿作成をできる限り速やかに行うよう市町村に義務づけをしております。

当町では、庁舎内の関係する担当部局で協議を行い、「木古内町災害時要援護者名簿」を作成しました。

この名簿は、災害時に自力で避難することが困難と考えられるかたを対象に住所、氏名、連絡先を記載し、地域ごとの地図に住宅の位置を表示しています。

災害が発生した時は法の規定に基づき、避難行動要支援者を災害から保護するため、関係機関職員にこの名簿

を提供し、安否確認・避難誘導・救出救助等の避難支援を行うということになっています。

再質問 当町において有事が発生した場合、町民に対する情報の共有、あるいは町民の命を守る観点から、役場内のこれからの取り組みを町民に対してどのような方法で周知・お知らせしていくのか町長の見解を伺います。

大森町長 現在、あらゆる地域で大規模災害に際しての訓練は行われています。当町においても、机上のうえですが、関係機関が集まって有事の際の行動について協議をしています。

町民の皆さんには、まず「身の安全を確保するために逃げる」ということの訓練をし、その訓練を通じて周知徹底を図っていききたいと思います。